

答 申 第 288 号
令和2年8月21日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子



個人情報の取得及び保有個人情報の利用目的以外の
目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第6条第2項第7号及び第10条第3項の規定に基づき、令和2年8月13日付け岐阜市子若第277号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

新型コロナウイルス感染症の影響による長期間の学校等の休業及び外出の自粛による子どもの見守り機会の減少を踏まえ、地域での子どもの見守り体制の強化を図り、児童虐待の早期の発見及び対応を推進するため、本市は、本市からの依頼を受け、ひとり親家庭等の見守りが必要な世帯への食事の宅配（以下「宅食」という。）等を通じて子どもの見守りを行うNPO団体等（以下「実施団体」という。）に対し、宅食の実施にかかる経費を補助する事業を行う予定である。

については、実施団体が宅食による見守りが必要であると判断する世帯について、市が宅食の対象か否かを確認するため、実施団体から当該世帯に関する情報を取得する。

また、市において宅食の対象者を抽出するため、条例第10条第2項第5号の規定により、子ども未来部子ども・若者総合支援センター（以下「子ども・若者総合支援センター」という。）が保有する要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の支援対象として登録されている子どもその他継続的な見守りが必要である子どもに関する情報、福祉事務所生活福祉一課（以下「生活福祉一課」という。）及び福祉事務所生活福祉二課（以下「生活福祉二課」という。）が保有する生活保護受給者に関する情報並びに寄り添い型学習支援事業の委託先の実施団体（以下「委託実施団体」という。）が保有する当該事業の利用者に関する情報を利用目的以外の目的のために利用する。

2 宅食の対象者

- ア 実施団体が支援している子どものうち、見守りが必要である子ども
- イ 要対協の支援対象として登録されている子どものうち、虐待リスクが比較的低いひとり親家庭の子ども
- ウ 要対協の支援対象として登録されている子ども以外で、継続的な見守りが必要である子ども
- エ 生活保護を受給しているひとり親家庭の子ども
- オ 寄り添い型学習支援の利用者のうち、ひとり親家庭と同様に見守りが必要である子ども

3 実施団体から取得する個人情報

実施団体が2のアに該当すると判断する子どもの氏名、住所、郵便番号、家族構成、保護者の氏名及び支援に関する記録

4 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報（保有課、提供課等）

ア 市が保有する情報

(ア) 2のイ及びウに該当する子どもの氏名、住所、郵便番号、家族構成、保護者の氏名及び相談経過記録（子ども・若者総合支援センター）

(イ) 2のエに該当する子どもの氏名、住所、郵便番号、家族構成、保護者の氏名（生活福祉一課・生活福祉二課）

イ 委託実施団体が保有する情報

委託実施団体が2のオに該当すると判断する子どもの氏名、住所、郵便番号、家族構成、保護者の氏名及び支援に関する記録（委託実施団体）

5 意見

適当なものと認める。